

1 区域の設定（必須記載事項：法第62条第2項第1号、基本指針第三の四の1、別表第五の一）

（1）趣旨

計画においては、教育・保育の量の見込み（需要量）と実施しようとする教育・保育の提供方法と実施時期（確保方策）を定める単位となる区域を設定することになっています。

設定に当たっては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、広域利用等の実態を踏まえることとなっており、この区域が、教育・保育施設（※）の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。

※子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設をいう。（以下同じ。）

（2）内容

市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、広域利用等の実態を踏まえた結果、県設定区域は市町村単位とします。

具体的には、以下の43区域です。

鹿児島市区域（鹿児島市）	長島町区域（長島町）
鹿屋市区域（鹿屋市）	湧水町区域（湧水町）
枕崎市区域（枕崎市）	大崎町区域（大崎町）
阿久根市区域（阿久根市）	東串良町区域（東串良町）
出水市区域（出水市）	錦江町区域（錦江町）
指宿市区域（指宿市）	南大隅町区域（南大隅町）
西之表市区域（西之表市）	肝付町区域（肝付町）
垂水市区域（垂水市）	中種子町区域（中種子町）
薩摩川内市区域（薩摩川内市）	南種子町区域（南種子町）
日置市区域（日置市）	屋久島町区域（屋久島町）
曾於市区域（曾於市）	大和村区域（大和村）
霧島市区域（霧島市）	宇検村区域（宇検村）
いちき串木野市区域（いちき串木野市）	瀬戸内町区域（瀬戸内町）
南さつま市区域（南さつま市）	龍郷町区域（龍郷町）
志布志市区域（志布志市）	喜界町区域（喜界町）
奄美市区域（奄美市）	徳之島町区域（徳之島町）
南九州市区域（南九州市）	天城町区域（天城町）
伊佐市区域（伊佐市）	伊仙町区域（伊仙町）
姶良市区域（姶良市）	和泊町区域（和泊町）
三島村区域（三島村）	知名町区域（知名町）
十島村区域（十島村）	与論町区域（与論町）
さつま町区域（さつま町）	

2 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策

(必須記載事項:法第62条第2項第1号, 基本指針第三の四の2, 別表第五の二)

市町村と調整、協議を行い、別表のとおりとします。

保育については、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末まで、その他については平成31年度末までに区域ごとの教育・保育の量の見込みに対応する確保方策を設定しています。

3 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(必須記載事項:法第62条第2項第2号, 基本指針第三の四の3, 別表第五の三)

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

① 認定こども園の普及

認定こども園については、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であること、また、地域の子育て支援も行う施設であることから、地域の実情に応じその普及を図ります。

② 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

幼稚園や保育所から認定こども園に移行する希望がある場合には、原則として認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うこととします。

具体的には、教育・保育の供給量が需要量を上回る場合においても、各区域ごとの需要量に別表に定める「県の定める数」を加えた数までは、認可・認定を行うこととします。(認可、認定の考え方については61ページに詳細を記載)

また、移行に際し、施設整備が必要な場合には、補助事業の活用を図ります。

【推進のための主な施策等】

施 策 等	施 策 等 の 内 容	担 当 課
認定こども園への移行に必要な整備等の促進	幼稚園や保育所から認定こども園に移行する希望がある場合や認定こども園が施設を整備する必要がある場合の補助	青少年男女共同参画課

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

幼保連携型認定こども園は、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則です。また、幼稚園型認定こども園や保育所型認定こども園においても、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが望ましいとされています。

このため、認定こども園が、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設であることを踏まえ、新たに幼稚園教諭と保育士に対する合同研修の充実を図ります。

なお、研修機会確保のため、保育所などの施設運営費の算定に当たっては、代替要員確保のための加算を行います。

【主な研修】

研修名	研修の内容	担当課
保育教諭研修	幼児期の教育・保育の充実に資するための学校教育と保育の一体的提供などについての研修 対象者：保育教諭、幼稚園教諭、保育士	青少年男女共同参画課

(3) 教育・保育の必要性と推進方策

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的としており、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものです。

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、事業の実施主体である市町村と十分に連携し、質の高い教育・保育の総合的な提供に取り組みます。

(4) 認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者や地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業については、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

このため、認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携について、市町村が積極的に関与し、円滑な連携が図られるよう支援します。

(5) 認定こども園等と小学校等との連携

認定こども園、幼稚園、保育所から義務教育段階へと子どもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続される必要があります。

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との間で幼児児童の実態や指導方法等について理解を深め、広い視野に立って幼児児童に対する一貫性のある教育を相互に協力し連携する必要があります。

このため、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等の関係者による連絡協議会の開催等(研修会の開催、相互の職場研修、非常勤講師等で相互の経験者を活用すること、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進など)により連携を図ります。また、発達障害を含む全ての障害のある子どもに対する幼児期から義務教育段階への円滑な接続に当たって、家庭や医療、福祉等の関係機関との連携を促進します。

4 地域子ども・子育て支援事業の推進〔県独自記載事項〕

地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭や子どもを対象とする事業として、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業、病児保育事業などを市町村が地域の実情に応じて実施していきます。

県としては、各事業についての説明会を開催するなど、市町村の取組を促進します。また、放課後児童クラブと放課後子供教室については、「放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、次代を担う人材育成が図られるよう市町村の取組を支援する必要があることから、県としては、教育委員会と福祉部局の連携を始め放課後対策の総合的な在り方を検討するための「推進委員会」^(※)を新たに設置し、市町村の取組を推進します。

※ 推進委員会の主な構成員

行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者 等



【推進のための主な施策等】

施 策 等	施 策 等 の 内 容	担 当 課
妊婦健康診査の充実	・市町村や関係医療機関等と連携した妊婦健康診査の内容の充実 ・妊婦健診の必要性や公費負担制度等についての積極的な周知、広報による受診勧奨	子ども福祉課
乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問への取組の促進	乳児家庭への訪問事業や養育支援を必要とする家庭への訪問事業など児童虐待の発生予防につながる地域子育て支援事業への市町村の取組を促進	子ども福祉課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	働く人の家庭と仕事の両立支援や子育て支援等を行うファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課

5 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

(必須記載事項:法第62条第2項第3号, 基本指針第三の四の4, 別表第五の四)

(1) 認定こども園、幼稚園、保育所と地域型保育に従事する者の必要見込み人数と確保方策

① 必要見込み人数

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育教諭	1,084	1,552	1,576	1,549	1,529
保育士	6,384	5,722	5,455	5,361	5,275
幼稚園教諭	786	731	697	685	675
保育従事者 *1	12	19	21	17	15
家庭的保育者 *2	3	5	12	14	15
家庭的保育補助者 *3	3	4	8	9	10
家庭的保育者 *4	3	5	12	14	15

*1:小規模保育事業B型における保育従事者 *2:小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

*3:小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者 *4:居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

※ 必要見込み人数については、厚生労働省作成「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出のためのワークシート」により算出した各年度の教育・保育の量の見込みに対し必要になる人数

② 確保方策

必要な事業従事者の確保については、国の「保育士確保プラン」に基づき、新たな保育士の育成・就業支援、潜在保育士の復帰支援、保育士の就業継続、働く職場の環境改善に取り組みます。

【保育士確保プランを踏まえた主な施策等】

施 策 等	施 策 等 の 内 容	担 当 課
人材育成	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例制度の広報と活用	青少年男女共同参画課
就業継続支援	・保育の質の確保のための研修 ・研修参加に伴う代替職員の確保	青少年男女共同参画課
再就職支援	新たに構築する情報公表制度の積極的活用の促進	青少年男女共同参画課
働く職場の環境改善	・処遇改善の実施 (職員の勤続年数や経験年数に応じた処遇改善) ・職員配置の改善	青少年男女共同参画課

③ 処遇改善

他の職種と比較して幼稚園教諭、保育士の平均勤続年数は短い傾向にあり、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に提供していくためには、長く働くことができる職場を構築していくことが必要です。

保育所などの施設運営費の算定に当たっては、職員配置や給与の改善、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算などを行い処遇の改善を促進します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援

新制度においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等が新たに子ども・子育て支援法に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保及び資質の向上が必要となります。これらの事業に従事するために必要な研修を新たに実施し、研修を修了した者を「子育て支援員」として認定することにより、その確保と資質の向上を図ります。

また、放課後児童クラブについては、障害児の受入れなどに必要な職員の配置に対する補助を拡充するとともに、放課後児童クラブと放課後子供教室に従事する放課後児童支援員等について、引き続き研修を実施し、その確保と質の向上を図ります。

【主な研修】

研修名	研修の内容	担当課
子育て支援員研修	地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保及び資質の向上を図るための研修	青少年男女共同参画課
放課後児童支援員等研修	放課後児童クラブ等に従事する者の確保及び資質の向上を図るための研修	青少年男女共同参画課

(3) 幼稚園教諭免許、保育士資格の併有促進についての周知

保育教諭については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)附則第5条において、施行の日から起算して5年間は、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士資格のいずれかを有する場合は保育教諭となることができるることとし、この間において、片方の免許又は資格のみを有している者の併有を促進するための特例措置が講じられています。

このため、この特例措置について、説明会や研修会等において、対象者への周知を図っていきます。

【保育士確保プランを踏まえた主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
人材育成 (再掲)	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例制度の広報と活用	青少年男女共同参画課

(4) 幼稚園教諭・保育士に対する研修の実施

幼稚園教諭・保育士に対しては、引き続き計画的に研修を行うとともに、実情に応じ見直しを行い、質の高い教育・保育の提供に努めます。

なお、研修機会確保のため、保育所などの施設運営費の算定に当たっては、代替要員確保のための加算を行います。

【主な研修】

研修名	研修の内容	担当課
幼稚園新規採用教員研修会	幼稚園新規採用教員に対する法定研修 対象者：公立幼稚園新規採用教員	義務教育課
10年経験者研修	在職期間が10年に達した公立幼稚園教諭に対して、個々の適正等に応じ資質向上を図るための法定研修	義務教育課
保育所特別保育事業等研修会	乳幼児期の保育に必要な知識及び指導技術の習得のための研修 対象者：主任保育士、保育士、栄養士等	青少年男女共同参画課
保育教諭研修（再掲）	幼児期の教育・保育の充実に資するための学校教育と保育の一体的提供などについての研修 対象者：保育教諭、幼稚園教諭、保育士	青少年男女共同参画課

6 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(任意記載事項:法第62条第3項, 基本指針第三の五, 別表第七の二)

(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整

市町村間で広域調整が整わない場合と市町村子ども・子育て支援事業計画作成時における県への協議や調整については、別途定める手続により行うこととします。

(2) 認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員設定時等の調整

市町村が特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときや変更しようとするときに、あらかじめ行う知事への協議については、別途定める手続により行うこととします。

7 教育・保育情報の公表

(任意記載事項:法第62条第3項, 基本指針第三の五, 別表第七の三)

県は、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、特定教育・保育施設及び地域型保育事業所の教育・保育等の内容に関する事項等についてインターネット等で公表します。

